

資料 1

平成 28 年 8 月 5 日

廃棄物対策課

重点区域の追加について

1 重点区域追加案

(1) 海岸管理者抽出海岸数

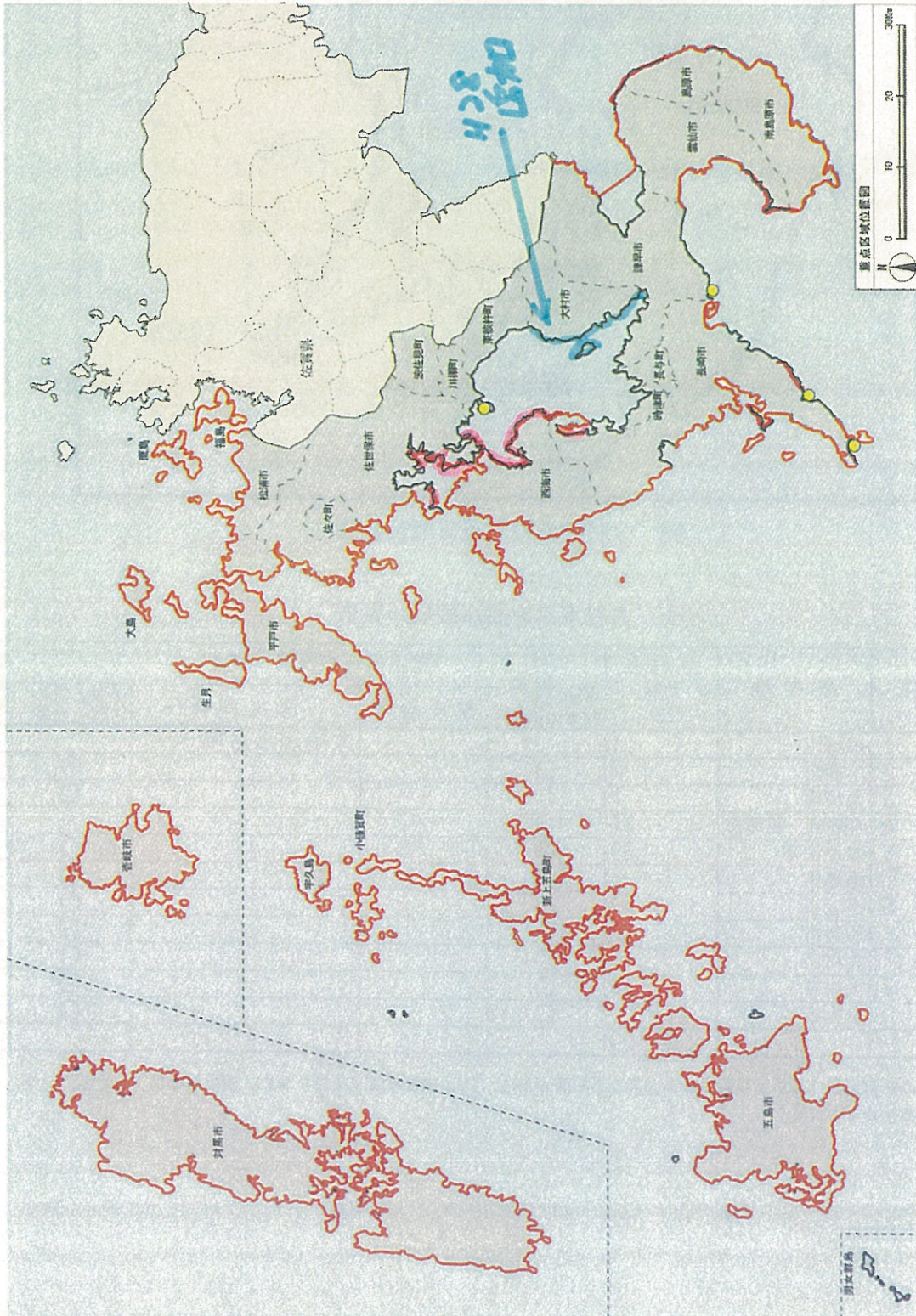
- ・ 県管理海岸（港湾課、農村整備課）11海岸
- ・ 市管理海岸（大村市）9海岸

(2) 評価結果

今回、海岸管理者から要望があった20海岸は、評価基準により全て15点以上となっている。

要望者等名	海岸数	評価点	備考
港湾課	9	15～18	要承認
農村整備課	2	15	要承認
大村市	9	15～21	要承認
計	20		

H28 重点区域追加案



重点区域位置図（長崎県全体）



【重点区域の選定方法】

国の基本方針に沿って「重点区域」の県選定基準（海岸の評価、自然条件、利用状況、海岸管理者の意見聴取等）を定めて選定。

地域	箇所数	延長 (km)
本土	86	1,738
離島	83	2,327
合計	169	4,065

※「離島」とは、五島沿岸、壱岐沿岸、対馬沿岸の数値の計。

※左記のうち、国、又は県・市町管理海岸のみ。

※重点区域は、ブロック毎に区切られている。

長崎県海岸漂着物地域計画における重点推進区域希望箇所調べ

1 重点推進区域希望箇所(大村市海岸保全区域9~11)

団体名	箇所番号	区域名(海岸名)	海岸区分	海岸管理者	重点推進区域選定理由(別添評価基準表から選択して下さい)								合計 点数	備考		
					①海岸漂着物量	②景観	③自然環境	④観光イベント	⑤漁港	⑥港湾	⑦河川	⑧海岸利用			⑨その他	
長崎県	①	福重海岸(建設海岸)	国交省	県・市町	◎		◎			◎		◎		◎	15	公共性の高い施設(九州電力)がある
長崎県	②	竹松海岸(建設海岸)	国交省	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	
長崎県	③	大村海岸(港湾)	港湾	県・市町	◎		◎			◎		◎		◎	15	防衛省等の重要施設がある
長崎県	④	大村海岸(港湾)	港湾	県・市町	◎		◎			◎		◎		◎	18	
長崎県	⑤	玖島海岸(建設海岸)	国交省	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	県教育センターなど公共有施設がある
長崎県	⑥	陰平海岸(建設海岸)	国交省	県・市町	◎		◎			◎		◎		◎	15	漁港区域に隣接しておりごみの流入あり
長崎県	⑦	三浦船津港(港湾)	国交省	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	
長崎県	⑧	日泊海岸(建設海岸)	国交省	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	三浦小学校が近辺にある
長崎県	⑨	溝陸海岸(建設海岸)	国交省	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	地形的に漂着ゴミ等がある
長崎県	⑩	浜平海岸(農地海岸)	農地海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	地形的に漂着ゴミ等がある
長崎県	⑪	半崎海岸(農地海岸)	農地海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	地形的に漂着ゴミ等がある
長崎県	⑫	日泊海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	三浦小学校が近辺にある
長崎県	⑬	西部海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	県立病院や県道に隣接している
長崎県	⑭	陰平海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	大村市最終処分場などの公共施設がある
長崎県	⑮	玖島海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎			◎		◎		◎	15	
長崎県	⑯	黒丸海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	
長崎県	⑰	箕島海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	
長崎県	⑱	臼島海岸(一般海岸)	一般海岸	県・市町	◎		◎					◎		◎	15	
長崎県	⑲	松原漁港(第一種漁港)	漁港	県・市町	◎		◎					◎		◎	21	漁民等からのごみの除去希望がある
長崎県	⑳	東浦漁港(第一種漁港)	漁港	県・市町	◎		◎					◎		◎	18	漁民等からのごみの除去希望がある

⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後に交通量の多い県道沿いにあることから、漂着物が住民の目につきやすい。 ・二級河川鈴田川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には民家があり海岸利用の支障となっている。 ・係留船舶もあり航行に支障が出る恐れがある。 ・背後に集落が形成されており、漂着物が住民の目につきやすい。 ・普通河川江川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には民家や田畑があり海岸利用の支障となっている。 ・普通河川日泊川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には民家があり海岸利用の支障となっている。交通量の多い県道沿いにあることから、漂着物が住民の目につきやすい。 ・二級河川大上戸川と内田川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には、田畑、民家があり海岸漂着物が目につきやすく、海岸利用の支障となっている。 ・付近には三浦海水浴場などレクリエーション施設がある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には、田畑、民家があり海岸漂着物が目につきやすく、海岸利用の支障となっている。 ・普通河川蔦川内川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。

<p>⑰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・島内(陸域)には長崎空港があり観光や海岸利用の支障となっている。 ・係留船舶もあり航行に支障が出る恐れがある。 ・本県観光の窓口である空港では観光客も多数であり、イベント等も実施されている。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
<p>⑱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・付近には長崎空港があり観光や海岸利用の支障となっている。 ・付近には係留船舶もあり航行に支障が出る恐れがある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
<p>⑲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大村湾県立公園の区域内であり、付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には民家、公園及び漁場があり、海岸利用の支障となっている。 ・区域内には海水浴場もあり市民の憩いの場となっている。 ・二級河川よし川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・船舶の係留や運航に支障が出るおそれがある。 ・空港や近隣公園ではイベント等も実施されている。 ・地元住民及び漁協等より海岸漂着物の清掃の要望が再三上がっている。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。
<p>⑳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、海岸漂着物が多く発生し、生活由来のごみや流木等の漂着がある。 ・背後には民家や漁港及び団地があり、海岸利用の支障となっている。 ・二級河川 鈴田川の河口域で河川からのごみの流入もある。 ・付近には長崎県レッドリストで絶滅危惧種に指定されているスナメリやカブトガニが生息している。 ・船舶の係留や運航に支障が出るおそれがある。 ・地元住民及び漁協等より海岸漂着物の清掃の要望が再三上がっている。 ・大村湾は閉鎖性の強い海域であり、放置した漂着物は、湾内の海底しか行き場がなく、有機物は腐敗し、海域の汚濁の原因となる。

評価基準表

番号	指標	評価基準	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(国)	評価
①	海岸漂着物量	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等(海岸漂着物及び海岸に散乱しているゴミ)が多い。 ・年間を通して海岸漂着物等が多い。 ・外国由来の海岸漂着物多い。 	ア、キ	◎
②	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸に関連した自然景観資源が存在する。 ・周辺が国立公園、国定公園、県立公園、風致地区に指定されている。 	ア、イ	◎
③	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物が分布する。 ・貴重な動物が分布する。 ・周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。 	ア、ウ	◎
④	観光・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源がある。 ・レジャー施設がある。 ・海水浴場がある。 ・海辺で行祭事・イベントが開催されている。 	ア、エ、オ	◎
⑤	漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な漁港がある。 ・養殖場等の漁業施設が沿岸にある。 	ア、エ、オ	◎
⑥	港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な港湾がある。 ・乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。 	ア、エ、オ	◎
⑦	河川	<ul style="list-style-type: none"> ・付近に重要な河川がある。 ・河川から流入したゴミが確認される。 	ア、エ、オ、カ	◎
⑧	海岸利用	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸で教育活動が行われている。 ・市街地が付近にある。 ・海岸で日常利用が行われている。 	ア、イ、エ、オ	◎
⑨	離島	<ul style="list-style-type: none"> ・離島地域である。(離島振興法) 	ク(及びア～キ)	○
⑩	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に、大量のゴミが漂着した海岸である。 ・その他「重点推進区域」として勘案すべき理由がある。 <p>※県廃棄物対策課と協議後に採点</p>	ア～ク	◎～△

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(国)		
基本方針区分		
区分	基本方針区分	概 略
ア	第2-2-(1)-①-イ	大量の海岸漂着物等の海岸集積
イ	第2-2-(1)-①-イ	良好な景観及び環境の保全
ウ	第2-2-(1)-①-イ	生態系等の自然的条件
エ	第2-2-(1)-①-イ	海岸の利用の状況
オ	第2-2-(1)-①-イ	経済活動等の社会的条件
カ	第2-2-(1)-①-ウ	河川を経由して海域に流入
キ	第2-2-(1)-①-エ	国外や、他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物等(本土及び離島)
ク	第2-2-(1)-①-エ	離島等の地域

評価

マーク	内容	点数
◎	最重要	3
○	重要	2
△	やや重要	1

最終判断基準

15点以上 重点海岸区域に相当と認められる。(協議会で承認)

15点以下 ※協議会で審議し適否を判断